

# サーバ仮想化システム再構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「サーバ仮想化システム再構築業務」実施にあたり、事業の目的を達成するうえで有効な提案を募り、経費面、技術面ともに前橋市（以下、「本市」という。）にとって最良な提案事業者を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務名

業務名は、「サーバ仮想化システム再構築業務」とする。

## 2 提案内容

サーバ仮想化システム再構築業務に関する提案書（以下、「提案書」という。）の記載事項は、「サーバ仮想化システム再構築業務委託に係る提案依頼書」を前提とすること。なお、本提案依頼書に付属する資料については、参加表明のあった事業者に対し、メールにて公開することとする。参加表明に関する詳細については、以下「8 参加表明」の項目を参照すること。

## 3 予算額（見積限度額）

- (1) サーバ仮想化システム再構築委託費  
15,230,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- (2) ハードウェア・ソフトウェア調達経費（5年間総額）  
287,536,910円（消費税及び地方消費税を除く）  
※OracleDB ライセンス等、個別ライセンスの保守経費を含む。
- (3) システム運用支援費（5年間総額）  
6,324,000円（消費税及び地方消費税を除く）

## 4 契約期間

- (1) サーバ仮想化システム再構築委託：契約締結日～令和9年7月31日
- (2) ハードウェア・ソフトウェア調達：令和9年8月1日～令和14年7月31日
- (3) システム運用支援：令和9年8月1日～令和14年7月31日

## 5 選定、契約方法及び契約保証金

- (1) プロポーザルの実施  
本業務の契約に係る受託者選定は、技術点及び経費点を審査するプロポーザルを実施し、総合評価最上位の者と契約交渉を行う。この結果に基づきサーバ仮想化システム再構築に係る業務委託の随意契約を締結する。
- (2) 見積書の提出  
受託者の選定にあたっては、下表の全分類を合算した運用期間全体（5年間）を通じた

額で経費点を審査する。このため、下表のとおり分類した見積書を提出すること。

なお、それぞれの経費において、予算額を超える額の見積であった場合は失格とする。

No.	分類	見積方法 (見積額には消費税及び地方消費税を含まないこと)	全体額 算出方法	契約
1	サーバ仮想化システム再構築経費	作業経費を見積もること	見積額	提出見積を上限として契約
2	ハードウェア・ソフトウェア調達経費	・月額委託料を見積もること。 無償保証期間がある場合であっても、5年分に平準化して算出すること。	見積額の5年分(60か月分) ※構築期間中に費用が発生する場合であっても、本市との契約としては、5年分として算定する。	提出見積を上限として契約 第三者賃貸方式(納入業者、リース会社及び前橋市の三者間で契約を締結し、物件を納入業者の責任においてリース会社をして本市に賃貸する方式)を適用する見込み。
3	システム運用支援費	月額委託料を見積もること。	見積額の5年分(60か月分)	提出見積を上限として契約
4	個別ライセンス保守経費	現行環境で使用しているoracleDBライセンスに係る2年目以降の保守経費等、個別ライセンスの経費を含むこと。	個別ライセンス経費は4年分	提出見積を上限として契約

### (3) ハードウェア・ソフトウェア調達に係る契約方法について

本プロポーザルにより、優先交渉事業者を決定したサーバ仮想化システム再構築業務において導入するハードウェア・ソフトウェア調達の契約方法について、第三者賃貸方式(納入業者、リース会社及び前橋市の三者間で契約を締結し、物件を、納入業者の責任においてリース会社をして本市に賃貸する方式をいう。以下同じ。)を適用することとする。なお本市は、納入業者とリース会社間の代金決済については関知しないため、必要なリース料率については、あらかじめ上記見積額に含めること。

### (4) 契約保証金

ア 優先交渉事業者はサーバ仮想化システム再構築委託に係る契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。

#### (ア) 契約保証金の納付による保証

(イ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ アの規定にかかわらず、過去2年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体とこの入札公告における業務と同程度の規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を本市に提出し、本市が契約保証金の免除を承認した場合には契約保証金を免除するものとする。

※「過去2年の間に～（略）～履行した者」とは、契約金額の総額が本件と同規模の仮想化基盤構築を中心とした委託業務および機器の賃貸借契約を、「7 スケジュール（5）提案書等の提出」に掲げる提出期日を終期とする2年の間に終えた者をいい、履行中の契約は含まない。

## 6 応募資格

(1) 本プロポーザルに応募できる者の資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件の基準日は参加表明書提出日とする。

ただし、⑧、⑨に関しては、ハードウェア・ソフトウェア調達に必要となる契約までに要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ③ 本市の令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目の大分類に「情報処理」が含まれていること。
- ④ 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- ⑤ 提案募集に係る依頼の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 自治体において、元請けとして仮想化基盤構築を行った実績を有する者であること。
- ⑧ ハードウェア・ソフトウェア調達に係る機器の賃貸を行う者（リース会社）として、本市の令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、

資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目のうち大分類「リース・レンタル」、小分類「情報機器（リース）」で登録されている者を選定できること。

- ⑨ ⑧で選定するハードウェア・ソフトウェア調達に係る機器の賃貸を行う者は、①から⑦のうち、③を除いたすべてを満たす者であること。

(2) 本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選定後契約締結日までの間において、(1)のいずれかの要件を欠くこととなった者に対して、本市はプロポーザルの参加資格を取り消し、または契約を締結しない場合がある。

(3) 虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、候補者の取消し、指名停止等の措置をとることがある。

## 7 スケジュール

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 提案依頼     | 令和8年7月7日(火)                                  |
| (2) 参加表明書の提出 | 令和8年7月17日(金) 17時まで                           |
| (3) 質問書の提出   | 令和8年7月21日(火) 17時まで<br>(本市の回答期限7月29日(水)までを予定) |
| (4) 参加の辞退    | 令和8年7月31日(金) 17時まで                           |
| (5) 提案書等の提出  | 令和8年8月4日(火) 17時まで                            |
| (6) 提案書等の説明  | 令和8年8月7日(金) 9時から16時まで<br>(質疑応答含め1業者あたり50分以内) |
| (7) 審査結果通知   | 令和8年8月中旬(予定)                                 |
| (8) 契約締結     | 令和8年9月上旬(予定)                                 |

## 8 参加表明

「6 応募資格」をすべて満たす者で本プロポーザルに参加しようとする事業者(以下、「提案事業者」という。)は、参加表明書(様式第1号)に類似業務受託実績書(様式第2号)を添えて、令和8年7月17日(金)17時までに前橋市長あてに事務局へメールによる提出、もしくは郵送すること。また、メール送信後に受信確認の電話をすること。

なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

## 9 質問書の提出

- (1) 本提案に関する質問については、質問書(様式第3号)を使用し、メールにより送付すること。回答期限までにメールにて回答するが、bccにて全参加表明業者(辞退者を除く)へ回答する。  
なお、質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査に係る質問は一切受け付けないものとする。
- (2) 提出期限は令和8年7月21日(火)17時までとする。その後の質問書の提出は一切認めない。
- (3) 本市からの回答は、メール受領確認後、メールにて回答することとする。

なお、本市の回答期限は令和8年7月29日（水）までとする。

## 10 参加の辞退

参加表明した業者が辞退を申し出るときは、辞退届（様式第4号）を令和8年7月31日（金）17時までに前橋市長あてに事務局へメールにより提出、もしくは郵送すること。また、メール送信後に受信確認の電話をすること。

## 11 提案書等の提出

提案書等の提出は、令和8年8月4日（火）17時までに、必要書類を一括して持参または郵送（必着：一般書留・簡易書留）すること。

提出書類は、正本1部、副本4部を提出すること。

## 12 提案書等の説明

- (1) 説明日は、令和8年8月7日（金）9時から16時までの間とする。  
なお、説明順については参加表明書の受付順とする。
- (2) 説明に要する時間は質疑応答含め1業者あたり50分以内（説明35分、質疑応答15分）とする。上記時間のほか端末等接続時間として5分時間を設ける。（HDMIによる接続可能）説明、質問回答者の指定は行わないが、訪問者は5名以内とすること。

## 13 審査

受託事業者については、情報政策課による審査会が定める評価基準に基づき、提案書、類似業務受託実績書から技術点を、経費見積書から経費点をそれぞれ算出し、それらを総合的に評価することで選定する。

- (1) 技術点と経費点の比率

技術点：経費点＝9：1

- (2) 技術点の算出方法

審査会が次の審査項目に基づいて提案事業者ごとに採点し、それを技術点とする。

No.	審査項目	配点	考え方	小項目
1	実績	5	提案内容が実際に再現可能かを評価	・類似業務実績 ・異なる基盤移への行実績
2	要件整理	2	提案の前提となる理解が正しいかを評価	・要件理解の正確性
3	方式選定・機器構成・サイジング	2.5	構成として成立し安定運用できるかを評価	・方式選定・全体構成の妥当性 ・構成要素の役割整理・運用性 ・サイジング・リソース余裕 ・可用性・縮退動作・障害時継続性 ・運用管理性・監視容易性

4	設置場所・セキュリティ	1 5	提案構成に応じた適切なセキュリティ対策を評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所・ネットワーク構成の妥当性</li> <li>・通信経路及びアクセス管理</li> <li>・脆弱性・アカウント管理</li> <li>・ログ管理・追跡性</li> <li>・責任分界・運用管理体制</li> </ul>
5	バックアップ	5	実際に復旧できる構成かを評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ構成の妥当性</li> <li>・復旧性・リストア実効性</li> <li>・運用性</li> </ul>
6	移行・切替	1 5	安全に移行・切替できるかを評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行方針・移行対象整理</li> <li>・移行手順の具体性・実現性</li> <li>・検証計画・動作確認</li> <li>・業務影響抑制・切替計画</li> <li>・問題発生時対応・切戻し方針</li> </ul>
7	運用・保守	2 5	日常運用を支援できるかを評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守体制・障害対応</li> <li>・運用手順・実効性</li> <li>・更新・保守運用支援</li> <li>・平日日中以外の緊急対応</li> <li>・仮想基盤監視</li> <li>・定期点検</li> <li>・技術助言・相談対応</li> <li>・駆け付け保守体制</li> </ul>
8	更新・拡張	3	将来変更への柔軟性を評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新・拡張容易性</li> <li>・運用上の影響</li> </ul>
9	スケジュール	5	計画が現実的かを評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能性</li> <li>・工程管理の妥当性</li> </ul>

### (3) 経費点の算出方法

経費点は以下の計算式により算出する。

$$\text{経費点} = \text{経費点の配分} \times (1 - \text{見積額} / \text{予算額})$$

### (4) 総合評価点の算出方法

総合評価点を以下の計算式により算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{経費点}$$

## 1.4 優先交渉事業者の特定

- (1) 審査会は、提案書等を公平かつ客観的に評価し、当該業務を委託するにあたって最も優れた提案事業者（優先交渉事業者）、次に優れた提案事業者（次点交渉事業者）を特定する。

なお、優先交渉事業者の特定にあたり、必要に応じて個別に面談を実施し、見積り前提条件等の確認を行うものとする。

(2) 審査結果は提案事業者すべてに、令和8年8月中旬(予定)にメールにて通知する。

## 15 契約交渉

本市は、優先交渉事業者と委託契約交渉を行う。

なお、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により決定し、両者の合意を得た後に優先交渉事業者は「受託事業者」となる。優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点交渉事業者と交渉する場合がある。

## 16 契約締結

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

## 17 失格条項等

参加表明業者が次の事項に該当した場合は、審査会において審査の上、失格とする。

- (1) 提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (3) 提案書等の提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (6) 本要領に定められた以外の手法により、審査会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (7) 参加表明書提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合
- (8) 本要領に違反または逸脱した場合
- (9) 提案書の提出及び説明に正当な理由なしに参加しなかった場合

## 18 提出書類

- (1) 提案書の様式は自由とする。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。
- (2) 提出書類が様式単位で複数ページになるときは、右肩に番号を振ること。  
例) 1/2 2-1
- (3) パンフレット等の添付書類は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめること。
- (4) 提出書類及び提出部数
  - ・提案書カガミ(様式第5号)
  - ・提案書
  - ・機能要件一覧
  - ・プロジェクト推進体制等報告書(様式第6号)
  - ・業務遂行体制図(様式第7号)
  - ・経費見積書(様式第8号)

- ・見積詳細（様式自由）※可能な限り積算基礎等を詳細に記載すること。
- ・ハードウェア・ソフトウェア構成仕様書（様式自由）
- ・誓約書（様式第9号）
- ・パンフレット等

※上記書類を、正本として1部、副本として4部、合計5部提出のこと。

なお、提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

## 19 その他

- (1) 参加表明業者がこのプロポーザルの参加や準備をするために要した経費は、参加表明業者が負担すること。
- (2) 提案書等、プロポーザル実施に当たっての提出物は、市の所有物として市が保管し、参加者への返却は行わない。
- (3) 参加表明業者は、いかなる場合においても提案時及び本契約の履行中に知りえた情報（業務に係る事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。
- (4) 定めのない事項については、協議の上取り決めるものとする。
- (5) 契約の履行上疑義が生じた場合は、受託者は協議の上その指示に従うこと。
- (6) 本業務に係る契約は、令和8年9月補正予算の成立を条件とする。

## 20 提出先・問い合わせ先（事務局）

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2-12-1

前橋市 未来創造部 情報政策課 情報政策係

担当：森尻・土橋

TEL：027-898-5883（直通）

FAX：027-223-8497

Email：joukan@city.maebashi.gunma.jp